

京都市告示第166号

計量法第21条第1項の規定によりひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成18年 8月10日

京都市長 梶本頼兼

1 集合検査

| 実施区域 | 実施期日           | 検査場所          |
|------|----------------|---------------|
| 南 区  | 平成18年 9月11日(月) | 大 藪 小 学 校     |
|      | 平成18年 9月12日(火) | 山 王 小 学 校     |
|      | 平成18年 9月13日(水) | 南 大 内 小 学 校   |
|      | 平成18年 9月14日(木) | 上 鳥 羽 小 学 校   |
|      | 平成18年 9月19日(火) | 吉 祥 院 小 学 校   |
|      | 平成18年 9月21日(木) | 唐 橋 小 学 校     |
|      | 平成18年 9月25日(月) | 九 条 塔 南 小 学 校 |
|      | 平成18年 9月26日(火) | 陶 化 小 学 校     |
|      | 平成18年 9月27日(水) | 東 和 小 学 校     |
|      | 平成18年 9月28日(木) | 九 条 中 学 校     |
|      | 平成18年10月 5日(木) | 南 区 役 所       |
|      | 平成18年10月12日(木) | 計 量 検 査 所     |

※検査時間は、午前10時00分から午後2時30分まで  
ただし、10月12日のみ午前10時から午後3時まで

2 巡回検査

| 実施区域 | 実施期日                                   | 検査場所     |
|------|--|----------|
| 南 区  | 平成18年 9月11日(月) から<br>平成18年10月31日(火) まで | 質量器の所在場所 |

(計量検査所)